

# 財団法人 福山通運渋谷長寿健康財団寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、財団法人福山通運渋谷長寿健康財団と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福山市沖野上町3丁目6番28号に置く。

2 本法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、来たるべき長寿社会にふさわしい社会システムを構築するため、老人保健・医療の分野における国際的共同調査研究及び学際的な調査研究並びにそれらへの助成を行い、もって我が国の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与すること。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人保健・医療の分野における国際的共同調査研究の実施及びそれに対する助成
- (2) 老人保健・医療の分野における学際的な調査研究の実施及びそれに対する助成
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費
- (4) 財産より生ずる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第6条 本法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載され財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする

(財産の管理)

第7条 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生大臣の承認を得て、その1部を処分し、又はその全部又は1部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生大臣に届け出なければい。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計画書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を

経、かつ、厚生大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第15条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本法人に次の役員を置く。

理事 6人以上12人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長とする。

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により会長、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は相互に兼ねることができないものとする。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。

6 理事に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記簿の謄本、その者の略歴を記載した及びその就任の承諾を証する書類を添え、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なく書面をもって厚生大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、本財団を代表し、会長の意を受けて本財団の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること

(任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任社の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会はこの寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第18条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内

に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本財団に、評議員6人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

- 3 評議員には、第17条第4項並びに第19条、第20条及び第21条（第21条第1項ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」又は「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第33条 本財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、選考委員を4人以上10人以内を置く。

- 2 選考委員は本財団の事業に関し、専門的知識を有する者或いは学識経験者の中から、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 選考委員には、第17条第4項、第19条、第20条及び第21条（第21条第1項ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」及び「役員」とあるのはそれぞれ「選考委員」と読み替えるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、選考委員に関し必要な事項は理事会で定める。

(選考委員会)

第34条 選考委員会は選考委員をもって構成する。

- 2 選考委員会は、理事長が召集する。
- 3 選考委員会は、理事長の諮問に応じて本財団の事業に関わる助成先の選考等を行い、これを理事長に答申する。
- 4 選考委員会の委員長は、選考委員会において互選する。
- 5 前各項に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は理事会で定める。

## 第7章 顧問

(顧問)

第35条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に対し、本財団の事業の運営について助言を行う。
- 4 顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条（第21条第1項ただし書を除く）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第36条 本協会の趣旨に賛同し、入会を申し込んだ者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、所定の会費を納入するものとする。

3 賛助会費及び賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付けの書類及び帳簿)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員、選考委員、顧問、賛助会員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める期間の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 1 1 章 補則

(委任)

第 4 2 条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立当初の役員は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本財団の設立初年度の事業事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本財団の設立初年度の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。

財団法人 福山通運渋谷長寿健康財団